

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第128号

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則

京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「第34条第2項」を「第34条」に改める。

別表中「消防局」の右に「, 上下水道局」を加える。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(会計室物品会計課)